

熊本県知事 様

熊本県情報公開・個人情報保護審議会
会 長 馬 場 啓

熊本県地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）
による患者情報共有事務について（答申）

令和2年（2020年）2月10日付け療育セ第419号で諮問のあったこのことについては、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第2号の規定に基づき、下記のとおり、適当であると判断する。

ただし、標記ネットワークへの参加について患者の同意を得るに当たっては、単に同意書に署名等をもたらうだけではなく、提供する個人情報の内容、提供先及び提供先での利用方法並びに同意の撤回や変更の手続などについて十分な説明を行うこと。

記

【個別事項】

システムの名 称 ※ [] は 運用開始時 期	担当課	提供する 個人情報 の種類	提供する個 人情報の内 容	提供先	システムの概 要	基準 1 公益上の必要があるこ と	基準 2 個人の権利利益を侵 害するおそれがない と認められること
熊本県地域 医療等情報 ネットワー ク（くまも とメディカ ルネットワ ーク） [R3. 3] (予定)	熊本県 こども 総合療 育セン ター	こども総 合療育セ ンター受 診患者	くまもとメ ディカルネ ットワーク への参加を 同意した患 者（参加 者）の診 療、調剤、 介護等に必 要な情報	くまもと メディカ ルネット ワークを 利用して いる医療 機関及び 介護施設 のなか で、参加 者が共有 を希望し た施設	県内の医療・ 介護関係機関 を、ICT （情報通信技 術）を活用し たネットワー クでつなぎ、 参加者の診 療、調剤、介 護に必要な情 報を共有する ことにより、 質の高い医 療・介護サー ビスに活かす もの。	(1) 患者情報の迅速な 共有がなされ、重複検 査や重複処方が解消さ れるなど、住民サービ スの向上及び住民負担 の軽減につながる。ま た、診療情報提供書を 電子媒体で送付できる ようになるなど、事務 の効率化にもつな がる。 (2) 急病や外傷による 救急搬送時に迅速で適 切な医療を提供するた め、患者の診療情報の 最新性を確保する必要 がある。	(1) 個人情報の改ざ ん、滅失、毀損及び 漏えい等の防止のた めの適切な措置が講 じられている。 (2) 提供の相手先に おいても適切な保護 措置が講じられてい る。